

新型コロナウイルス感染拡大防止への臨時特別協力要請について

新型コロナウイルス感染症の県内感染者は急激に拡大しており、過去に例のない重大な局面となっています。

この事態に応じた感染拡大防止の徹底を図るため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、次に掲げる感染拡大防止対策への協力を要請します。

令和3年6月10日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 個人向け

(1) ファミリーマスクの徹底（6月20日まで）

- ①家庭内において会話をする際には食事の際も含め、マスクの着用を徹底してください。
- ②帰宅時及びトイレ利用時には、手洗いを徹底してください。

(2) 不要不急の外出や移動の自粛（6月20日まで）

- ①不要不急の外出・移動を自粛し、混雑している場所や時間を避けて行動してください。また、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えてください。
- ②グリーン・ゾーン宿泊県民割りは、新規受付を6月20日まで停止しますが、既に予約済みの宿泊は感染防止に十分留意しての利用をお願いします。
- ③G o T o E a tの利用は、ご家族かつご近所のお店での利用をお願いします。また、会話の際にはマスクの着用を徹底してください。

2 団体、事業所向け

(1) 各種施設、事業所における行動規範の作成、遵守

県が作成するひな形を参考に、各施設、事業所等においては、できるだけ速やかに行動規範を作成し、その遵守を徹底するようお願いします。

(2) 催物や会議等の開催の制限（6月20日まで）

6月に集中する各種団体の総会をはじめイベントや会議等については、延期や中止に加え、リモート・書面開催などの方法とするよう要請します。

なお、結婚披露宴等延期や中止が困難な場合は、万全の感染防止対策を徹底するようお願いします。